

静岡県立特別支援学校施設整備基本計画  
計画後期整備箇所

令和4年3月

静岡県教育委員会



## 静岡県立特別支援学校施設整備基本計画 計画後期整備箇所 目次

＊	目次.....	1
＊	「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」計画後期整備箇所概要.....	2
1	「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」の概要.....	3
2	児童生徒数の推移.....	3
3	計画前期の整備による成果と課題.....	5
4	計画後期の方針.....	8
5	計画後期の整備箇所.....	9
6	その他の課題への対応.....	10
＊	資料.....	11

# 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」計画後期整備箇所概要

## 計画前期(平成29年度～令和3年度)での整備状況

知的障害を対象とする特別支援学校の施設狭隘化及び通学負担を最も優先度の高い課題と捉え、課題を早急に対応する必要がある地区の整備を計画

区分・地区	関係校	課題	整備内容	開校年度	
知的 的	御殿場・裾野	御殿場	狭隘化	小山高校内に高等部分校新設	R6予定
	三島・田方	沼津	狭隘化 通学負担	伊豆の国特別支援学校整備	R3
	富士・富士宮	富士	狭隘化	富士東高校内に高等部分校新設	R5予定
	静岡	静岡北 清水	狭隘化 通学負担	静岡視覚特別支援学校に高等部本校を併置	R8予定
	浜松	浜北 浜名	狭隘化 通学負担	浜松みをつくし特別支援学校整備 高等部分校整備	R3 後期対応



《成果》 ・整備した地区の施設狭隘化・通学負担の軽減

《課題》

**施設狭隘化** ・児童生徒数の引き続く増加により、計画前期で整備を行わなかった地区においても施設狭隘化が進行

・今後も令和12年度頃をピークに児童生徒数の増加を想定

**通学負担** ・通学負担の大きい児童生徒の多い地区が依然として存在

**設置基準** ・特別支援学校設置基準の制定（施設基準は令和5年4月1日施行）

## 計画後期方針(令和4年度～令和8年度)

・計画前期に引き続き、知的障害を対象とする特別支援学校の施設狭隘化及び通学負担を最も優先度の高い課題と捉え、計画前期整備後も課題が大きい3地区において、特別支援学校の整備に着手

・特別支援学校設置基準に適合した施設及び設備を備えた学校を整備

### 整備に着手する箇所

区分・地区	関係校	課題	整備内容	
知的 的	静岡	静岡北特別支援学校	狭隘化	高等部分校の新設又は定員増
	中東遠 浜松	袋井特別支援学校	狭隘化 通学負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>本校新設</li> <li>高等部分校の新設又は定員増 (中東遠地区1校、浜松地区3校)</li> </ul>
		浜北特別支援学校	狭隘化	
		浜松特別支援学校		
		浜名特別支援学校		

※ 高等部分校の具体的な設置場所は、県立高等学校の長期計画とも調整の上、決定

# 1 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」の概要

## (1) 計画方針

本計画では、次の3点を方針として、施設整備の中で解決を図ることとしています。

- 方針1 **知的障害を対象とする特別支援学校の施設狭隘化及び通学負担を最も優先度の高い課題と捉え、それを解消する整備を行う。**
- 方針2 知的障害を対象とする特別支援学校の施設狭隘化と通学負担以外の課題は、整備時に必要な対策を講じる。
- 方針3 知的障害以外の障害種を対象とする特別支援学校における課題は、必要に応じ対策を講じる。

## (2) 計画期間

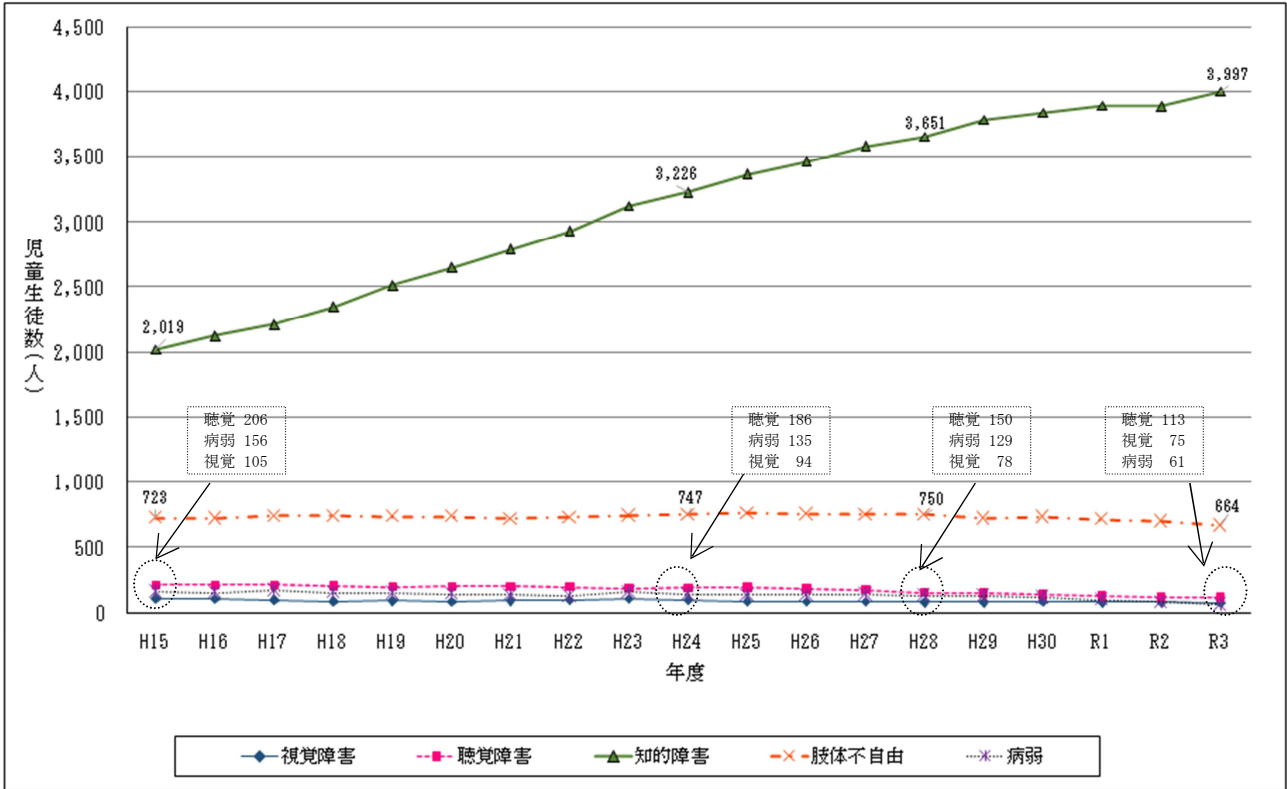
H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
整備の計画方針 (H29年度～R8年度)									
<b>課題を早急に解消する必要のある地区</b> (H29年度からR3年度までに着手) (計画前期で決定)					<b>児童生徒数の推移を含む課題の解消状況を検証した上で、課題を解消する必要のある地区</b> (R3年度に計画後期の整備箇所を決定)				

- 本計画では、知的障害を対象とする特別支援学校に在籍する児童生徒数は、策定時点で、今後、10年間増加すると見込み、平成29年度から令和8年度までの10年計画としました。
- 方針1のうち、計画前期の時点で施設狭隘化及び通学負担の課題が特に大きく、早急に解消する必要のある地区への整備を平成29年度から令和3年度までの5年間に着手し、令和4年度から令和8年度までの計画後期に整備に着手する地区は、児童生徒数の推移を含む課題の解消状況を検証した上で、令和3年度に決定することとしました。

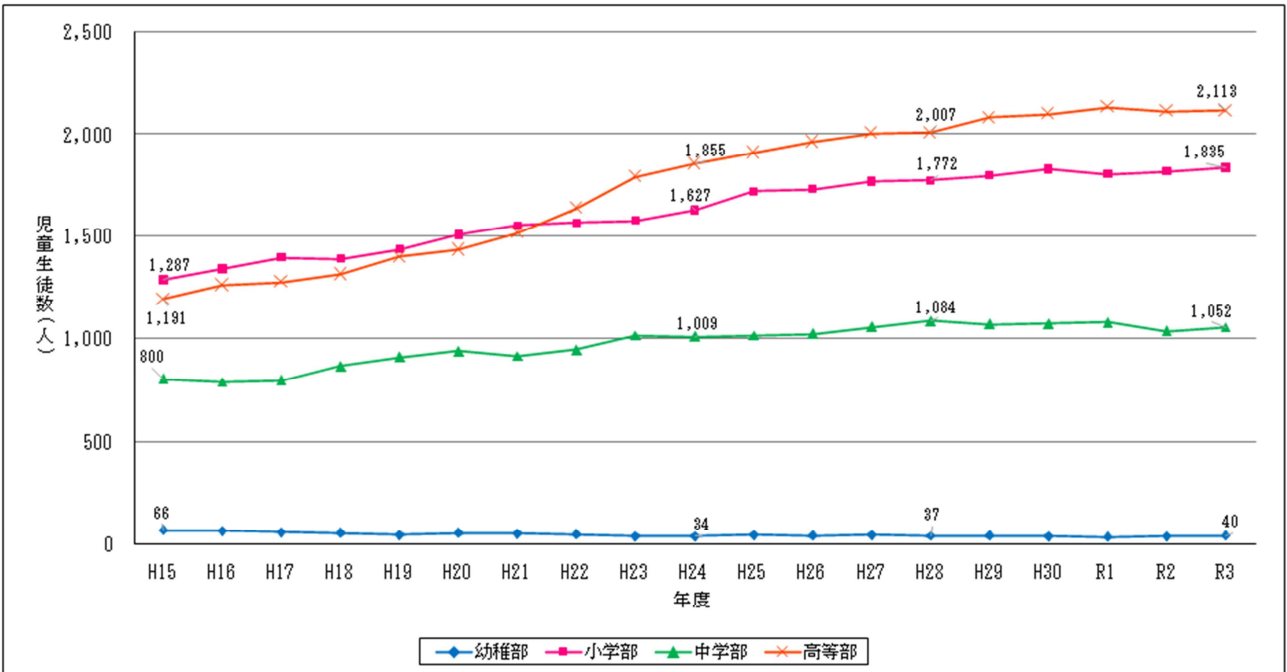
# 2 児童生徒数の推移

- 計画前期の期間が終了する現在においても、小学校、中学校及び高等学校の児童生徒数が減少する中、知的障害を対象とする特別支援学校の児童生徒数は増加し続けています。一方で、知的障害以外の障害種を対象とする特別支援学校の児童生徒数は、緩やかな減少傾向が見られます。また、部別では、特に高等部の生徒数の増加が顕著になっています。(表1、表2)
- 今後10年間の児童生徒数は、知的障害を対象とする特別支援学校においては、小学部と中学部は増加を続けた後に微減し、高等部では増加を続け、全体では令和12年度頃をピークに増加を続けると予想しています。また、知的障害以外の障害種を対象とする特別支援学校では、いずれも令和3年度の児童生徒数と同程度か減少傾向が予想されます。

【表 1】 障害種別特別支援学校の幼児児童生徒数の推移



【表 2】 部別特別支援学校幼児児童生徒数の推移



### 3 計画前期の整備による成果と現在の課題

#### (1) 計画前期（平成29年度から令和3年度まで）の整備箇所

方針1に基づき、計画前期においては、早急に対応が必要な地区として、以下の5地区において、整備に着手することとしました。

障害種	地区	主な課題			整備内容	
		関係学校	施設狭隘化	通学負担		
知的	御殿場・裾野	御殿場特別支援学校	○		高等部分校新設	
	三島田方	沼津特別支援学校	○	○	東部特支移転跡地に本校新設	
	富士・富士宮	富士特別支援学校	○		高等部分校新設	
	静岡	岡	静岡北特別支援学校	○	○	本校新設
			清水特別支援学校	○		
	浜松	浜松	浜北特別支援学校	○	○	旧気賀高校跡地に本校新設 高等部分校新設
			浜名特別支援学校	○	○	
浜松特別支援学校			○	○		

#### (2) 施設狭隘化の状況

- ・ 計画前期(平成29年度～令和3年度)では、施設狭隘化の解消と通学負担の軽減を図るため、知的障害を対象とする特別支援学校の本校2校(伊豆の国、浜松みをつくし特別支援学校)を整備しました。これらの整備により、関係する沼津、浜松、浜北、浜名特別支援学校では、施設狭隘化や大規模化を一定程度解消することができました。(表3、表4)
- ・ 今後さらに、本校1校(静岡地区)と分校2校(御殿場・裾野地区及び富士・富士宮地区)の整備を進めており、各地区の施設狭隘化の解消が図られる見込みです。
- ・ 計画前期で設置が計画されていた浜松地区の高等部分校については、狭隘化解消につながる適当な設置場所が見つからなかったことや、浜松地区の本校が予定よりも大きな規模で整備できたことを踏まえ、計画前期での分校整備は見送り、計画後期において改めて整備を検討します。
- ・ 知的障害を対象とする特別支援学校では、児童生徒数の増加が続き、計画前期での未整備地区でも、児童生徒数の増加が続き、施設狭隘化が進行しています。(表5)
- ・ 新たな特別支援学校の整備には、敷地の確保が大きな課題となっています。前期計画では、主に県有施設を活用した整備を行いました。今後は、市町とも連携・協力して、小中学校の施設を活用するなどの方法も視野に整備を進めていく必要があります。
- ・ 高等部分校は、県立高校の再編や老朽化に伴う高校校舎改築の計画と調整しながら、設置場所を検討する必要があります。

【表3】計画前期に基づく整備による状況(施設狭隘化) (単位 人)

地区	整備内容	施設規模人数			児童生徒数			整備効果		
		H28年度 A	R3年度 B	差引 B-A	H28年度 C	R3年度 D	差引 D-C	H28年度 E=C-A	R3年度 F=D-B	差引 E-F
沼津駿東 三島田方	伊豆の国 (令和3年度)	332	484	152	430	504	74	98	20	78
浜松	浜松みをつくし (令和3年度)	507	741	234	857	959	102	350	218	132

【表4】計画前期に基づく整備による状況(在籍児童生徒数) (単位 人)

学校名	令和3年度児童生徒数			整備内容
	整備をしなかった場合 A	現状 B	整備効果 A-B	
沼津	406	254	152	伊豆の国 (令和3年度)
浜北	401	293	108	浜松みをつくし (令和3年度)
浜松	375	318	57	
浜名	129	119	10	

【表5】知的障害を対象とする特別支援学校の施設規模と児童生徒数の状況(地区別)  
(令和3年度現在)

(単位 人、%)

区分	賀茂	熱海・伊東	御殿場・裾野	沼津駿東	三島田方	富士・富士宮	静岡	志太榛原	中東遠	浜松	全県
施設規模 A	41	53	138	278	206	366	480	506	540	741	3,349
在籍者数 B	34	86	210	306	198	463	681	578	702	959	4,217
差引 B-A	▲7	33	72	28	▲8	97	201	72	162	218	868
割合 B/A	82.9	162.3	152.2	110.1	96.1	126.5	141.9	114.2	130.0	129.4	125.9

※静岡地区は計画前期で本校を整備中

※富士・富士宮地区及び御殿場・裾野地区は計画前期で高等部分校を整備中

※熱海・伊東地区は、計画外で高等部分校(伊豆高原分校)及び小中学部分校(伊東分校)を移転整備中

### (3) 通学負担の状況

- ・ 通学負担の解消が課題であった沼津・浜北・浜松の各特別支援学校は、施設整備により学区が分割されたことで、平成28年度と比較し、通学負担を軽減することができました。(表6)
- ・ 施設整備に加え、スクールバスの増車等により、全県的に通学負担の解消を図っていますが、未だに通学に60分超を要する児童生徒が多く在籍する学校があります。(表6)



- ・ 遠距離通学は、児童生徒が長時間のバス通学等を強いられ、保護者の生活や仕事にも影響が出ているため、児童生徒にとっても、保護者にとっても大きな負担となっています。

【表6】知的障害を対象とする特別支援学校に在籍する児童生徒の通学時間の変化

(単位 人、%)

学校名	児童生徒数		通学時間60分超の児童生徒					
	H28年度	R3年度	H28年度		R3年度		R3年度-H28年度	
御殿場	229	210	31	13.5	19	9.0	▲12	▲4.5
伊豆の国	—	152	—	—	16	10.5	—	—
沼津	350	254	176	50.3	80	31.5	▲96	▲18.8
富士	399	386	33	8.3	31	8.0	▲2	▲0.3
清水	231	252	5	2.2	7	2.8	2	0.6
静岡北	360	375	72	20.0	95	25.3	23	5.3
藤枝	325	331	53	16.3	56	16.9	3	0.6
吉田	135	178	18	13.3	32	18.0	14	4.7
掛川	193	261	20	10.4	31	11.9	11	1.5
袋井	281	327	68	24.2	57	17.4	▲11	▲6.8
浜北	336	293	74	22.0	56	19.1	▲18	▲2.9
浜松	339	318	74	21.8	45	14.2	▲29	▲7.6
浜松みをつくし	—	175	—	—	31	17.7	—	—
浜名	130	119	55	42.3	38	31.9	▲17	▲10.4
全県	3,308	3,631	679	20.5	594	16.4	▲85	▲4.1

※浜松みをつくし特別支援学校の高等部は、令和3年度は1年生のみのため、2、3年生は浜北・浜松・浜名の各特別支援学校にそれぞれ通学

※静岡北特別支援学校は、計画前期で整備中の新校開校により大幅に軽減される見込み

※沼津特別支援学校は、伊豆の国特別支援学校へ転学しなかった高等部2、3年生が在籍しているため通学負担割合が高いが、今後軽減される見込み

#### (4) 学校施設の老朽化等

- ・ 全障害種の特別支援学校のうち、一部の特別支援学校の校舎及び寄宿舎では、建築時から年数が経過し、老朽化や建築物の劣化が進んでいます。そのため、令和2年3月に策定した「学校施設中長期整備計画」に基づき、計画的に整備を進めていく必要があります。

#### (5) 「共生・共育」の推進

- ・ 「共生・共育」の推進を目的に、計画前期において、高等学校内に特別支援学校の高等部分校の整備を進めています。(富士東高校及び小山高校内)
- ・ 高等学校内に分校を設置することで、本校の施設狭隘化や大規模化の解消も図られます。

- ・ また、特別支援学校在校生と高等学校在校生の授業や部活動の共同実施等による交流により、生徒・教職員が「共に学び、共に育ちあう」という成果が出てきています。このことから、分校設置による成果は、教育面でも大きくなっています。

#### (6) 知的障害以外の障害種の特別支援学校の課題

- ・ 視覚、聴覚、肢体不自由、病弱の特別支援学校においては、児童生徒数の緩やかな減少傾向が見られており、中長期的には集団で学び合える環境の保障ができなくなることも想定されます。また、多くの学校において、建築時から年数が経過し、老朽化や建築物の劣化が進んでおり、適切な教育が受けられる環境づくりが課題となっています。

#### (7) 「特別支援学校設置基準」の制定

- ・ 令和3年9月24日、学校教育法第3条に基づく「特別支援学校設置基準」が公布され、特別支援学校の設置者には、児童生徒数に応じた校舎面積や必要な施設を備える法的な義務が課されました。(校舎面積等施設の基準は令和5年4月1日施行)
- ・ 令和3年度現在の児童生徒数で試算すると、本県の特別支援学校本校25校のうち、12校(うち知的11校、肢体1校)の校舎面積が設置基準に不適合となっています。
- ・ 設置基準では、令和5年4月1日以前に着工された既設校については、当分の間、設置基準によらないことができることとされていますが、設置者には設置基準に適合させる努力義務が課されており、今後の児童生徒数の推計も踏まえつつ、校舎面積が設置基準を下回る学校については、可能な限り速やかに設置基準を満たすよう対応を図る必要があります。

## 4 計画後期の方針

- ・ 前期計画による整備後も、知的障害を対象とする特別支援学校の狭隘化は完全に解消されてはならず、最新の推計では令和12年度をピークに引き続き児童生徒数が増加することが見込まれ、狭隘化の一層の進行が想定されます。
- ・ また、知的障害を対象とする特別支援学校の多くが特別支援学校設置基準に適合しておらず、設置基準の校舎面積を下回る学校については、可能な限り速やかに設置基準に適合させるための対応が必要です。
- ・ 以上を踏まえ、計画後期では、計画前期に引き続き、知的障害を対象とする特別支援学校の施設狭隘化及び通学負担を最も優先度の高い課題と捉え、それを解消する整備を行います。

## 5 計画後期の整備箇所

- ・ 上記の方針に基づき、計画後期では、計画前期の整備や各学校の施設狭隘化の状況、今後の児童生徒数の推計を踏まえ、計画前期整備後も施設狭隘化及び通学負担の課題が大きい以下の3地区（静岡・中東遠・浜松地区）において、令和4年度から令和8年度までの間に整備に着手します。
- ・ 新たな学校の整備に当たっては、特別支援学校設置基準に適合する施設及び設備を備えた学校の整備を行います。
- ・ なお、本計画においては、新たな学校の整備に着手する地区を決定し、具体的な設置場所については、「共生・共育」の推進と高校の再編で統廃合となる校舎や空き教室の活用を図るため、県立高等学校の長期計画の内容も踏まえて決定します。

### 〔静岡地区〕

- ・ 比較的軽度な知的障害のある生徒を対象とする高等部分校の新設又は既存分校の定員増を行います。
- ・ 静岡北特別支援学校には、260人の施設規模に対し、375人の児童生徒が通学しており、校舎面積は設置基準上必要な面積を下回っています。
- ・ 静岡地区には、計画前期において、駿河区に知的障害を対象とする高等部のみの本校を令和8年度の開校予定で整備しており、静岡北特別支援学校の施設狭隘化の解消及び通学負担の軽減が図られます。
- ・ 一方で、静岡北特別支援学校は、今後も高等部生徒の増加が見込まれており、新校開校までの間もより一層、施設狭隘化が進む見込みのため、高等部分校の新設又は既存分校の定員増を行います。

### 〔中東遠・浜松地区〕

- ・ 知的障害のある児童生徒を対象とする本校を新設します。
- ・ 比較的軽度な知的障害のある生徒を対象とする高等部分校の新設又は既存分校の定員増を行います。（中東遠地区1校、浜松地区3校）

#### （中東遠地区）

- ・ 袋井特別支援学校には、214人の施設規模に対し、327人の児童生徒が通学しており、小学部・中学部・高等部の全てで施設狭隘化が進んでいます。また、校舎面積は、設置基準上必要な面積を下回っています。
- ・ 袋井特別支援学校では、教室不足に対して、プレハブ校舎の設置や特別教室の普通教室への転用により対応していますが、今後も児童生徒数の大幅な増加が見込まれることから、このままでは、学校行事や日々の教育活動にも制約が生じる状況となることが想定されます。
- ・ また、袋井特別支援学校に通学する児童生徒のうち17.4%に当たる57人が通学時間60分超となっています。

### (浜松地区)

- ・ 計画前期の浜松みをつくし特別支援学校整備により、通学負担の解消が図られ、既存校の施設狭隘化も一定程度解消しました。
- ・ しかし、浜松地区の児童生徒数は、依然として増加が続いており、学校別では、浜北特別支援学校は164人の施設規模に対し293人の児童生徒が、浜松特別支援学校は224人の施設規模に対し318人の児童生徒が、浜名特別支援学校は65人の施設規模に対し119人の児童生徒がそれぞれ通学しています。また、各学校の校舎面積は設置基準上必要な面積を下回っています。

### (整備方針)

- ・ こうした中東遠・浜松地区の課題を踏まえ、隣接する2地区の課題解消を図ることができる箇所に本校1校を新設します。
- ・ また、中東遠・浜松地区では、今後、高等部生徒の大幅な増加が見込まれるため、中東遠地区において1校、浜松地区において3校の高等部分校の新設又は既存分校の定員増を行います。
- ・ 浜松地区においては、計画前期においても高等部分校の設置を計画しましたが、課題解消につながる適当な設置場所が見つからず、分校の整備を行うことができませんでした。計画後期においては、県立高等学校の長期計画とも調整の上、「共生・共育」の一層の推進を図る観点からも、着実に分校整備を進めます。

### [その他の地区]

- ・ 計画後期においては、上記3地区において新たな学校の整備を行いますが、その他の地区についても、令和12年度頃をピークに児童生徒数の増加が見込まれるため、今後も児童生徒数の推移を注視しつつ、次期計画において、改めて各学校の課題を踏まえた対策を検討していきます。

## 6 その他の課題への対応

### (1) 「共生・共育」の推進

- ・ 本計画では、本校の施設狭隘化の解消を図るとともに、インクルーシブ教育システムの理念の下、「共生・共育」の推進を図るため、高等学校内への分校設置を進めてきましたが、小中学校内の分校、分教室は、現時点で、本校未整備地区の2校（伊東分校、伊豆下田分校）のみとなっています。今後は「共生・共育」の一層の推進を図るため、市町にも理解、協力を求めながら、小中学校への分校・分教室の設置についても、検討を進めていきます。

### (2) 知的障害以外の障害種の特別支援学校の課題への対応

- ・ 知的障害以外の障害種の学校においても、児童生徒数の減少や校舎の老朽化等の課題が顕在化してきており、適切な教育環境の確保を図っていく必要があります。このため、各障害種の教育の専門性確保と地域における特別支援学校のセンター的機能を考慮しつつ、建替えに合わせた再編整備等、次期計画において具体的な対応方針を示すべく、検討を進めていきます。

# 資 料

- |      |                              |
|------|------------------------------|
| 資料 1 | 静岡県立特別支援学校の整備状況              |
| 資料 2 | 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」における地区設定 |
| 資料 3 | 静岡県立特別支援学校配置図                |

## 静岡県立特別支援学校の整備状況

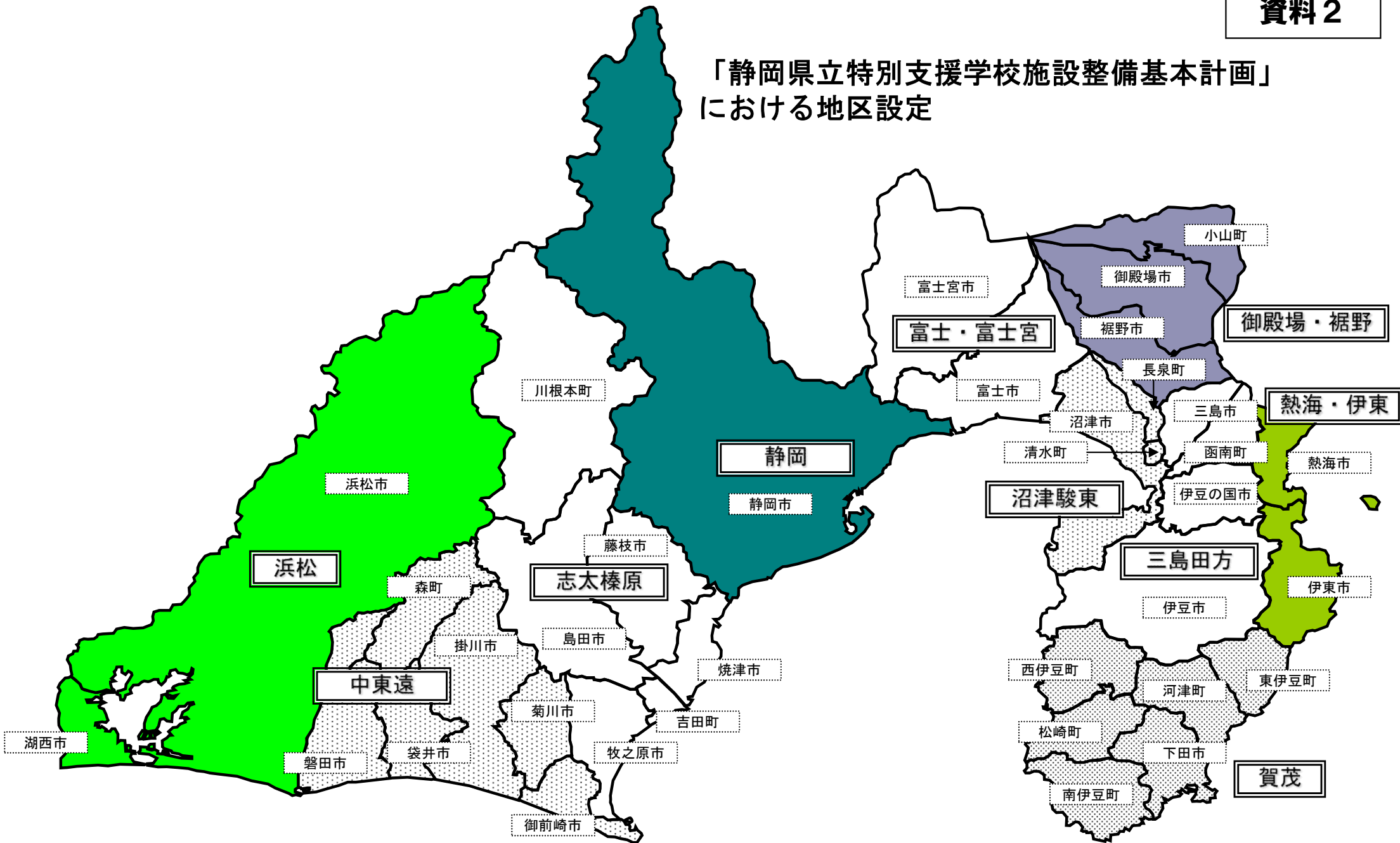
資料1

区分	1979年度以前	1979年度以降 2006年度まで (2006計画策定前)	2007年度以降 2010年度まで (2006計画)	2011年度以降 2016年度まで (2011計画)	2017年度以降 2021年度まで (2017計画前期)
視 覚	沼津盲学校 静岡盲学校 浜松盲学校				
聴 覚	沼津聾学校 静岡聾学校 浜松聾学校				
知 的	賀茂		伊豆下田分校(2008) 伊豆松崎分校(2011)		
	熱海・ 伊東		伊東分校(1999) 伊豆高原分校(2002)		
	御殿場・ 裾野		御殿場養護(2000)		御殿場・裾野地区新分校 (2022着手予定)
	沼津駿東	沼津養護			愛鷹分校(2013)
	三島田方			伊豆田方分校(2009)	伊豆の国特別支援(2021)
	富士・ 富士宮		富士養護(1990)	富士宮分校(2011)	富士・富士宮地区新分校 (2021着手)
	静岡	静岡北養護	清水分校(2001)(2010.3廃止) 南の丘分校(2004)	清水特別支援(2010)	静岡地区新特別支援学校 (2021着手)
	志太・ 榛原		藤枝養護(1986)		焼津分校(2013) 吉田特別支援(2015)
	中東遠		袋井養護(1990) 御前崎分校(2006)	磐田見付分校(2010)	掛川特別支援(2015)
	浜松	浜松養護	浜名養護(1997)	浜北特別支援(2009) 城北分校(2011)	浜松みをつくし特別支援(2021)
肢体	東部養護 中央養護 西部養護	静岡南部養護(1980)		東部特支(老朽改築) 西部特支(老朽改築)	
病弱	天竜養護				

※ 福祉施設併設の分校、分教室を除く。

※ 2008年4月に「盲学校」は「視覚特別支援学校」に、「聾学校」は「聴覚特別支援学校」に、「養護学校」は「特別支援学校」にそれぞれ校名変更

# 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」 における地区設定

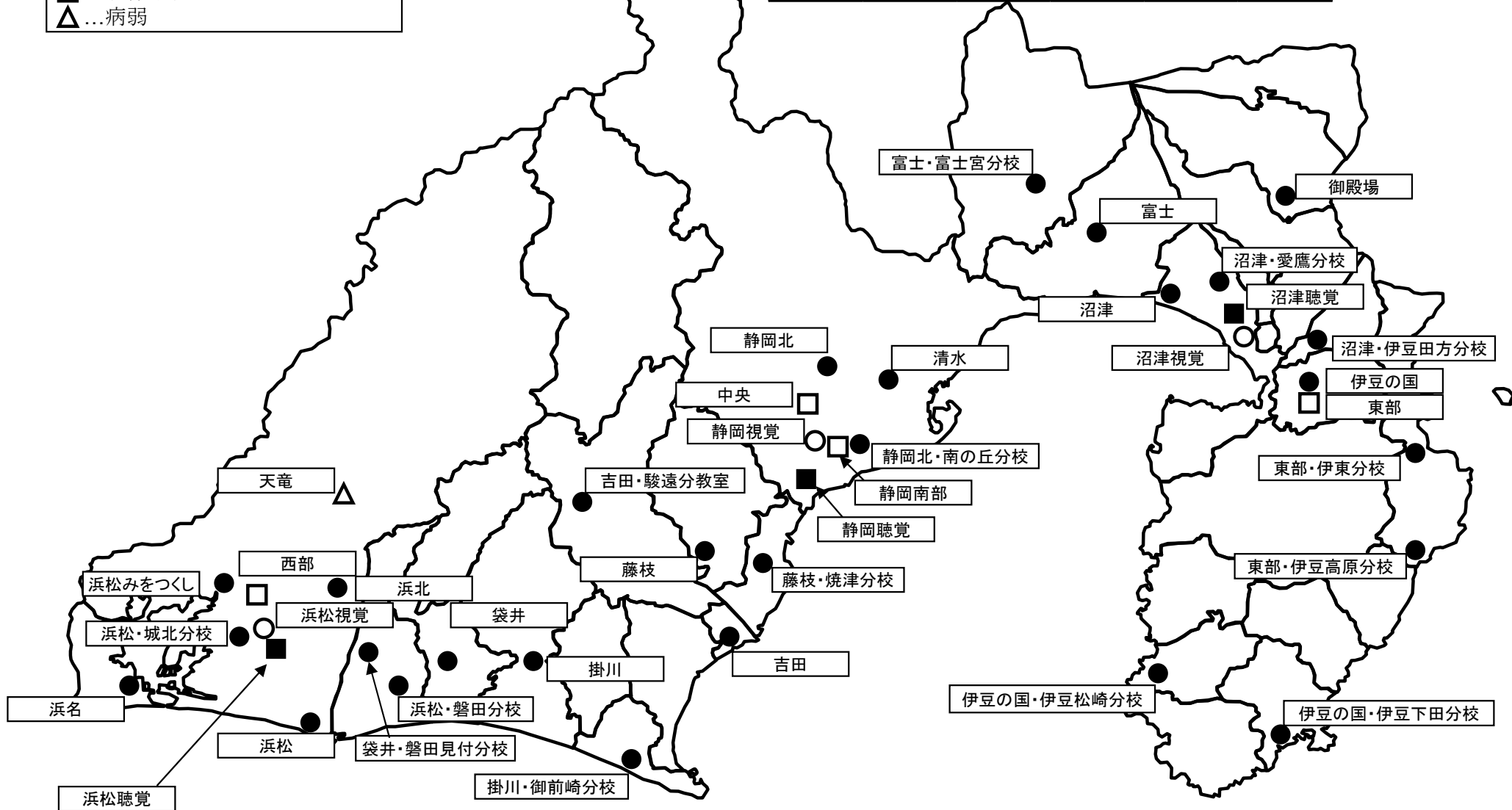


# 静岡県立特別支援学校配置図

(令和3年度)

- ...視覚障害
- ...聴覚障害
- ...知的障害
- ...肢体不自由
- △...病弱

視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	合計
3	3	28	4	1	39





「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」

計画前期整備箇所の整備完了後

視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	合計
3	3	31	4	1	42

- ...視覚障害
- ...聴覚障害
- ...知的障害
- ...肢体不自由
- △...病弱

